

2020年2月28日

民法（債権法）改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ

当行は、2020年4月1日に施行される民法（債権法）改正を踏まえ、下記のとおり規定を改定いたします。また、一部民法（債権法）改正以外を理由とする改定もいたしておりますので、併せてお知らせいたします

なお、改定後の規定は、改定前から既にお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 対象となる規定

預金関連規定、為替関連規定、カードローン関連規定、投資信託・債券関連規定、その他サービス関連規定ほか

2. 改定日

2020年4月1日（水）

3. 改定の内容

各規定の主な改定内容は、以下のとおりです。

（1）各規定共通

- ①規定の変更に関する条項の改定
- ②成年後見人等の届出に関する条項の改定

（2）預金規定関連

- ①期限前の解約に関する条項の改定
- ②相続開始後の預金払戻しに関する条項の改定
- ③入金のない口座の解約に関する条項の改定

（3）各種ローン関連

連帯保証人に関する条項の改定

（4）その他

その他必要な条項の改定

改定の対象となる規定、改定の内容の詳細につきましては **改定対象となる規定一覧** および

新旧対照表 をご参照ください

以 上

《本件に関するお問い合わせ》
肥後銀行 CR統括部
担当：長岡
電話 096-326-8732

改定対象となる規定一覧 (2020 年 3 月 31 日修正)

<預金・為替関連>

No	規定名称
1	総合口座取引規定
2	普通預金規定
3	決済用普通預金規定
4	納税準備預金規定
5	貯蓄預金規定
6	定期預金共通規定（通帳式）
7	定期預金共通規定（証書式）
8	積立定期預金規定
9	財形貯蓄共通規定
10	財形期日指定定期預金規定
11	財形住宅預金規定
12	財形年金預金規定
13	定期積金取引規定
14	当座勘定規定
15	通知預金規定
16	WEB 口座預金規定
17	肥後銀行キャッシュカード規定
18	肥後銀行法人キャッシュカード規定
19	肥後銀行貯蓄預金カード規定
20	肥後銀行 IC キャッシュカード特約
21	肥後銀行生体認証特約
22	肥銀デビットカード取引規定
23	外貨普通預金規定
24	外貨貯蓄預金規定
25	外貨定期預金規定
26	外貨定期預金（先物予約付）規定
27	肥後銀行外貨貯蓄預金定額自動振替取引規定
28	外国送金取引規定
29	取立約款
30	外国向代金取立取扱約定
31	振込規定
32	肥銀自動送金サービス規定
33	代金取立規定
34	ペイジー口座振替受付サービス規定
35	ロビー入金機カード利用規定
36	休眠預金等活用法に係る規定
37	クレジットカード一体型キャッシュカード 「Harmonica」特約（JCB）
38	クレジットカード一体型キャッシュカード 「Harmonica」特約（VISA）

<その他サービス関連>

No	規定名称
1	貸金庫取引規定
2	保護預り規定
3	夜間金庫規定
4	肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定
1	肥銀インターネットモバイルバンキングサービスご 利用規定
2	肥銀テレフォンバンキングサービスご利用規定
5	肥銀ビジネス外為 WEB 規定
6	肥銀でんさいネットサービス利用規定
7	ひざん PayB ご利用規約
8	肥後銀行「職場のまどぐち」利用約款

<投資信託・債券関連>

No	規定名称
1	投資信託規定集
1	投資信託受益権振替決済口座管理規定
2	金銭の振込先指定方式取扱規定
3	投資信託自動けいぞく（累積）投資規定
4	投資信託定時定額購入契約規定
5	投資信託特定口座規定
2	肥銀電子交付サービスご利用規定
3	公共債振替決済口座管理規定
1	振替決済口座管理規定
2	一般債振替決済口座管理規定
3	特定口座規定
4	上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
5	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約 款

<カードローン関連>

No	規定名称
1	肥後銀行 Back Up カード規定
2	肥後銀行ローンカード規定
3	肥後銀行事業者カードローンカード規定
4	カードローン通帳取引規定
5	肥後銀行ローン契約書規定・肥後銀行教育ローン契 約書規定
6	肥後銀行教育カードローン契約書（当座貸越契約書）
7	肥後銀行カードローン契約書（当座貸越契約書）
8	カードローン Back Up（バックアップ）契約規定
9	WEB カードローン取引規定・ATM カードローン取引規定

新旧対照表

<預金・為替関連>

No. 1 総合口座取引規定

改定前	改定後
4. (預金の払戻し等) (1) (2) (3) (4) (略) (5) <<新設>>	4. (預金の払戻し等) (1) (2) (3) (4) (略) (5) 前四項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
5. (預金利息の支払い) (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。 (2) (略)	5. (預金利息の支払い) (1) 普通預金の利息は、原則として毎年2月と8月の第3日曜日に、普通預金に組入れます。 (2) (略)
8. (貸越金利息等) (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 (1) ②③(2) (3) (4) (略)	8. (貸越金利息等) (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、原則として毎年2月と8月の第3日曜日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 (1) ②③(2) (3) (4) (略)
10-2. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)	10-2. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)
<<新設>>	20. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更す

改定前	改定後
	るものとします。 (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 2 普通預金規定

改定前	改定後
5.（預金の払戻し） (1) (2) (3) (4) （略） 《新設》	5.（預金の払戻し） (1) (2) (3) (4) （略） (5) 前四項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位100円として、原則として毎年2月と8月の第3日曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
7－2.（成年後見人等の届出） (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。	7－2.（成年後見人等の届出） (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

改定前	改定後
(2) (3) (4) (5) (略)	(2) (3) (4) (5) (略)
《新設》	13の2. (入金のない口座の解約) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金 が無い場合には、当行から通知のうえ、通知記載の 期間内に取引継続の申し出がない場合には、当行は 口座を解約できるものとします。
《新設》	16. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の 変化その他相当の事由があると認められる場合 には、民法第548条の4の規定に基づき変更する ものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨お よび変更後の規定の内容ならびにその効力発生 時期を、店頭表示、インターネットまたはその他 相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月 以上の相当な期間を経過した日から適用するも のとしてします。

No. 3 決済用普通預金規定

改定前	改定後
《新設》	5. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の 変化その他相当の事由があると認められる場合 には、民法第548条の4の規定に基づき変更する ものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨お よび変更後の規定の内容ならびにその効力発生 時期を、店頭表示、インターネットまたはその他 相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月 以上の相当な期間を経過した日から適用するも のとしてします。

No. 4 納税準備預金規定

改定前	改定後
5.（預金の払戻し） (1) (2) (3) (4) (5) （略） 《新設》	5.（預金の払戻し） (1) (2) (3) (4) (5) （略） (6) 前五項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
3.（利息） (1) この預金利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1, 0 0 0 円以上について付利単位を 1 0 0 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 (1) (2) (3) (4) （略）	3.（利息） (1) この預金利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1, 0 0 0 円以上について付利単位を 1 0 0 円として、原則として毎年 2 月と 8 月の第 3 日曜日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。 (1) (2) (3) (4) （略）
《新設》	5.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 5 貯蓄預金規定

改定前	改定後
5.（預金の払戻し） (1) (2) （略）	5.（預金の払戻し） (1) (2) （略）

改定前	改定後
《新設》	(3) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
8－2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	8－2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	17.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 6 定期預金共通規定（通帳式）

改定前	改定後
2.（預金の解約・書替継続） 《新設》 <u>(1)</u> この預金を解約または書替継続（スーパー定期・期日指定定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により	2.（預金の解約・書替継続） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 <u>(2)</u> この預金を解約または書替継続（スーパー定期・期日指定定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により

改定前	改定後
記名捺印してこの通帳とともに当店に提出してください。 《新設》	記名捺印してこの通帳とともに当店に提出してください。 (3) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
3－2（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	3－2（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	10.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 7 定期預金共通規定（証書式）

改定前	改定後
2.（預金の解約・書替継続） 《新設》	2.（預金の解約・書替継続） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

改定前	改定後
<u>(1)</u> この預金を解約または書替継続（スーパー定期・期日指定定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印してこの通帳とともに当店に提出してください。 《新設》	<u>(2)</u> この預金を解約または書替継続（スーパー定期・期日指定定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印してこの通帳とともに当店に提出してください。 (3) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
3－2（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	3－2（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	10.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

改定前	改定後
6. (利息) (1) (2) (3) (4) (略) (5) スーパー定期・単利型の預金について、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ①～⑦（略） (6) スーパー定期・複利型の預金について、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息の計算および方法は、前記 6. (5)の規定を準用します。 ただし、預入期間が3年以上5年以下のこの預金については、6か月複利の方法で計算します。 (7) 大口定期として預入されたものについて、当行がやむをえないものとして認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ①②（略）	6. (利息) (1) (2) (3) (4) (略) (5) スーパー定期・単利型の預金について、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ①～⑦（略） (6) スーパー定期・複利型の預金について、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息の計算および方法は、第6条第5項の規定を準用します。 ただし、預入期間が3年以上5年以下のこの預金については、6か月複利の方法で計算します。 (7) 大口定期として預入されたものについて、この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。 ①②（略）
7. (預金の解約) 《新設》 (1) この預金を解約するとき（最終満期日解約する場合を含みます。）は、当行所定の請求書に届出の印章により記名捺印して、この通帳とともに当	7. (預金の解約) (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約するとき（最終満期日解約する場合を含みます。）は、当行所定の請求書に届出の印章により記名捺印して、この通帳とともに当

改定前	改定後
行本支店に提出してください。 <u>(2)</u> 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 《新設》	行本支店に提出してください。 <u>(3)</u> 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (4) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
8 の 2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	8 の 2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	1 3.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 9 財形貯蓄共通規定

改定前	改定後
《新設》	8.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 10 財形期日指定定期預金規定

改定前	改定後
4.（利息） (1) (2) (3) (4)（略） (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切り捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A～F（略）	4.（利息） (1) (2) (3) (4)（略） (5) 第 5 条第 1 項により満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切り捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A～F（略）
5.（預金の解約） 《新設》 <u>(1)</u> この預金を解約または書替継続する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形期日指定契約の証（以下「契約の証」）とともに当店に提出してください。 <u>(2)</u> この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を 1 万円単位で払戻請求することができます。この場合、1 口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ①②（略）	5.（預金の解約） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 <u>(2)</u> この預金を解約または書替継続する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形期日指定契約の証（以下「契約の証」）とともに当店に提出してください。 <u>(3)</u> この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を 1 万円単位で払戻請求することができます。この場合、1 口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ①②（略）

改定前	改定後
《新設》	(4) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

No. 11 財形住宅預金規定

改定前	改定後
4.（利息） (1) (2) (3) (4)（略） (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A～F（略）	4.（利息） (1) (2)（略） (3) 第 5 条第 1 項により満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。 A～F（略）
5.（預金の解約） 《新設》 <u>(1) やむをえない事由により、この預金を前記 3. による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、このご契約の証とともに当店に提出してください。</u> この場合、財形指定定期預金は満期日を指定することはできません。 《新設》	5.（預金の解約） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 <u>(2) 前項により当行がやむをえないと認め、この預金を第 3 条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、このご契約の証とともに当店に提出してください。</u> この場合、財形指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (3) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。

改定前	改定後
	ん。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
7. (税額の追徴) この預金の利息について、次の各項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間（預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで）にわたり、さかのぼって 20%（国税 15%、地方税 5%）により計算した税額を追徴します。 ただし、預金者の死亡、重度障害による払出の場合は除きます。 (1) 前記 3. によらない払出があった場合 (2) 前記 3. による住宅取得等の日から 1 年を超えて払出があった場合かつ残高の払出が住宅の取得前の払出日から 2 年を超えて払出があった場合 (3) 前記 3. による払出後 2 年以内で住宅取得等の日から 1 年を経過して当店へ住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）が提出されなかった場合	7. (税額の追徴) この預金の利息について、次の各項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間（預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで）にわたり、さかのぼって 20.315%（国税 15%、地方税 5%、復興特別所得税 0.315%）により計算した税額を追徴します。 ただし、預金者の死亡、重度障害による払出の場合は除きます。 (1) 第 3 条によらない払出があった場合 (2) 第 3 条による住宅取得等の日から 1 年を超えて払出があった場合かつ残高の払出が住宅の取得前の払出日から 2 年を超えて払出があった場合 (3) 第 3 条による払出後 2 年以内で住宅取得等の日から 1 年を経過して当店へ住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）が提出されなかった場合

No. 12 財形年金預金規定

改定前	改定後
4. (利息) (1) (2) (略) (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ①② (略)	4. (利息) (1) (2) (略) (3) 第 5 条第 1 項により満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ①② (略)
5. (預金の解約) 《新設》 (1) やむをえない事由により、この預金を前記 3.による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財	5. (預金の解約) (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) 前項により当行がやむをえないと認め、この預金を第 3 条による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押

改定前	改定後
形年金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに提出してください。 この場合、財形指定定期預金は満期日を指定することはできません。 《新設》	印して、この財形年金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに提出してください。 この場合、財形指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (3) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
6.（税額の追徴） この預金の利息について、前記 5. による解約をしたときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間（預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで）にわたり、さかのぼって 20%（国税 15%、地方税 5%）により計算した税額を追徴します。	6.（税額の追徴） この預金の利息について、第 5 条による解約をしたときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても 5 年間（預入開始日から 5 年未満の場合は預入開始日まで）にわたり、さかのぼって 20.315%（国税 15%、地方税 5%、復興特別所得税 0.315%）により計算した税額を追徴します。

No. 13 定期積金取引規定

改定前	改定後
5.（給付補填金等の計算） (1) (略) (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① (略) ② 当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ (略)	5.（給付補填金等の計算） (1) (略) (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 ① (略) ② 第 8 条第 1 項により満期日前の解約をするときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ (略)
8.（解約） 《新設》 (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請	8.（解約） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請

改定前	改定後
求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。 <u>(2)</u> 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 《新設》	求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。 <u>(3)</u> 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (4) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
9 の 2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	9 の 2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	1 4.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 14 当座勘定規定

改定前	改定後
第 1 6 条（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）	第 1 6 条（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) （略）
《新設》	第 3 1 条（規程の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 15 通知預金規定

改定前	改定後
4.（預金解約） (1) (2) （略） 《新設》	4.（預金解約） (1) (2) （略） (3) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
5－2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名	5－2.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名

改定前	改定後
その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)	その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)
《新設》	10. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 16 WEB口座預金規定

改定前	改定後
7. (預金の払戻し) (1) (2) (3) (略) 《新設》	7. (預金の払戻し) (1) (2) (3) (略) (4) 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
8. (利息) WEB口座の預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	8. (利息) WEB口座の預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位100円として、原則として毎年2月と8月の第3日曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

改定前	改定後
14. (解約等) (1) (2) (3) (4) (5) (略)	14. (解約等) (1) (2) (3) (4) (5) (略) (6) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当行から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当行は口座を解約できるものとします。
18. (規程の変更等) 本規程は、当行の都合で変更することがあります。その場合は、変更の内容を当行ホームページ等により告知します。また、規程の変更日以降は、変更後の規程に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。	18. (規定の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 17 肥後銀行キャッシュカード規定

改定前	改定後
《新設》	18. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 18 肥後銀行法人キャッシュカード規定

改定前	改定後
《新設》	14.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 19 肥後銀行貯蓄預金カード規定

改定前	改定後
《新設》	18.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 20 肥後銀行 I C キャッシュカード特約

改定前	改定後
《新設》	7.（特約の変更） (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他

改定前	改定後
	相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 21 肥後銀行生体認証特約

改定前	改定後
12. (この特約の変更等) (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。	7. (特約の変更) (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 <u>(2)</u> 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 <u>(3)</u> 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 22 肥銀デビットカード取引規定

改定前	改定後
《新設》	7. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

改定前	改定後
5. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、次項の外貨普通預金利率によって、1年を365日として計算のうえ、毎年2月と8月の 当行所定の日 に、この預金に組入れます。 (2) (3) (略)	5. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、次項の外貨普通預金利率によって、1年を365日として計算のうえ、 原則として 毎年2月と8月の 第4月曜日 に、この預金に組入れます。 (2) (3) (略)
9. (預金の払戻し) (1) (略) 《新設》	9. (預金の払戻し) (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
《新設》	14の2. (入金のない口座の解約) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当行から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当行は口座を解約できるものとします。
18. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)	18. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)
24. (規定の変更) この規定の内容は、あらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより、当行が変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従っていただきます。なお、内容の変更により損害が生じた	24. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

改定前	改定後
としても、当行は一切責任を負いません。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 24 外貨貯蓄預金規定

改定前	改定後
5. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を 1 通貨単位として、次項の外貨貯蓄預金利率によって、1 年を 3 6 5 日として計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、この預金に組入れます。 (2) (3) (略)	5. (利息) (1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を 1 通貨単位として、次項の外貨貯蓄預金利率によって、1 年を 3 6 5 日として計算のうえ、原則として毎年 2 月と 8 月の第 4 月曜日に、この預金に組入れます。 (2) (3) (略)
9. (預金の払戻し) <u>(1)</u> (略) 《新設》	9. (預金の払戻し) (1) (略) (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
《新設》	14 の 2. (入金のない口座の解約) この預金について、口座開設後 1 か月を越えて入金が無い場合には、当行から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当行は口座を解約できるものとします。
18. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。	18. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所

改定前	改定後
(2) (3) (4) (5) (略)	の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)
2 4. (規定の変更) この規定の内容は、あらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより、当行が変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従っていただきます。なお、内容の変更により損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。	2 4. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 25 外貨定期預金規定

改定前	改定後
1 1. (解約) (1) (2) (3) (略) 《新設》	1 1. (解約) (1) (2) (3) (略) (4) 第 1 項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
1 4. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)	1 4. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2) (3) (4) (5) (略)

改定前	改定後
20.（規定の変更） この規定の内容は、あらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより、当行が変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従っていただきます。なお、内容の変更により損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。	20.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 26 外貨定期預金（先物予約付）規定

改定前	改定後
《新設》	6.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 27 肥後銀行外貨貯蓄預金定額自動振替取引規定

改定前	改定後
4.（規定の変更） この規定の内容はあらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより、当行が変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従っていただきます。なお、内容の変更によって損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。	4.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

改定前	改定後
	(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 28 外国送金取引規定

改定前	改定後
《新設》	17. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 29 取立約款

改定前	改定後
《新設》	7. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 30 外国向代金取立取扱約定

改定前	改定後
《新設》	18.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 31 振込規定

改定前	改定後
《新設》	14.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 32 肥銀自動送金サービス規定

改定前	改定後
《新設》	11.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他

改定前	改定後
	相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 33 代金取立規定

改定前	改定後
《新設》	11.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 34 ペイジー口座振替受付サービス規定

改定前	改定後
《新設》	7.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 35 ロビー入金機カード利用規定

改定前	改定後
《新設》	7.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 36 休眠預金等活用法に係る規定

改定前	改定後
《新設》	5.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 37 クレジットカード一体型キャッシュカード「Harmonica」特約(JCB)

改定前	改定後
第 2 条（本カードの発行・貸与） 1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。 2. 3.（略）	第 2 条（本カードの発行・貸与および契約の成立） 1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、以下（1）～（4）の、3 社が承認した時点において、この特約の取引に係る契約が成立するものとします。 2. 3.（略）
第 18 条（特約の改定） 本特約が改定され、その改定内容を書面その他の方	第 18 条（特約の改定） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況

改定前	改定後
法により通知した後に一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員は当該改定を承認したものとみなします。	の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 38 クレジットカード一体型キャッシュカード「Harmonica」特約(VISA)

改定前	改定後
第 2 条（本カードの発行・貸与） 1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。 2. 3. (略)	第 2 条（本カードの発行・貸与および契約の成立） 1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、以下 (1) ～ (4) の、2 社が承認した時点において、この特約の取引に係る契約が成立するものとします。 2. 3. (略)
第 18 条（特約の改定） 本特約が改定され、その改定内容を書面その他の方法により通知した後に一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員は当該改定を承認したものとみなします。	第 18 条（特約の改定） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

<その他サービス関連>

No. 1 貸金庫取引規定

改定前	改定後
《新設》	第 17 条.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合

改定前	改定後
	には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 2 保護預り規定

改定前	改定後
《新設》	13.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 3 夜間金庫規定

改定前	改定後
《新設》	12.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 4-1 肥銀インターネットモバイルバンキングサービスご利用規定（肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定）

改定前	改定後
1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (1) (2) (3) (4) (5) (6) (略) (7) サービス指定口座 ① (略) ②契約者は、以下の登録口座を当行所定の方法により届け出てください。 A. 支払指定口座 振替・振込・投資信託購入資金等の引落口座として契約者が指定した登録口座 B. 入金指定口座 振替資金・投資信託解約代金等の入金口座として契約者が指定した登録口座 C. 申込代表口座 登録口座のうちから、契約者が指定した総合口座（普通預金） 本サービスの届出印は、申込代表口座の届出印と同一印を使用するものとします。 申込代表口座は、上記の支払指定口座および入金指定口座を兼ねることができるものとします。 なお、申込代表口座は、本サービスの契約を解約した後でなければ、解約できないものとします。 《新設》	1. 肥銀インターネットモバイルバンキングサービス (1) (2) (3) (4) (5) (6) (略) (7) サービス指定口座 ① (略) ②契約者は、以下の登録口座を当行所定の方法により届け出てください。 A. 支払指定口座 振替・振込・投資信託購入資金等の引落口座として契約者が指定した登録口座 B. 入金指定口座 振替資金・投資信託解約代金等の入金口座として契約者が指定した登録口座 C. 申込代表口座 登録口座のうちから、契約者が指定した総合口座（普通預金） 申込代表口座は、上記の支払指定口座および入金指定口座を兼ねることができるものとします。 なお、申込代表口座は、本サービスの契約を解約した後でなければ、解約できないものとします。 ③当行普通預金規定・総合口座取引規定、定期預金規定、外貨預金規定にかかわらず、契約者の普通預金・総合口座通帳、定期預金通帳、外貨預金通帳および同払戻請求書の提出を省略し、銀行所定の方法で取り扱います。
《新設》	29.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月

改定前	改定後
	以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 4-2 肥銀テレフォンバンキングサービスご利用規定（肥銀ダイレクトバンキングサービスご利用規定）

改定前	改定後
18. 規定の変更 規定の内容については変更することがあります。その場合は変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとします。	18. 規定の変更 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 5 肥銀ビジネス外為WEB規定

改定前	改定後
第19条 規定の変更 1. 当行は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当行ホームページに掲載するなど、当行所定の方法で通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い本サービスを取扱うこととします。 2. 当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。	第19条 規定の変更 1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 6 肥銀でんさいネットサービス利用規定

改定前	改定後
第26条（サービス内容・規定の変更） (1) 本サービスの内容および本規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの	第26条（サービス内容の変更） (1) 本サービスの内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきた

運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。 (2) 本サービスの内容および本規定の内容を変更した場合は、当行は利用者に通知します。ただし、軽微な変更の場合を除きます。 (3) (略)	す恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。 (2) 本サービスの内容を変更した場合は、当行は利用者に通知します。ただし、軽微な変更の場合を除きます。 (3) (略)
《新設》	第26条の2（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

改定前	改定後
第2条 サービスの内容 本サービスとは、お客さまのスマートフォン（第4条第1項で定義されます。以下同じ）にダウンロードされた当行所定の PayB アプリケーション（以下「本アプリ」といいます）を通じて、提供される以下のものをいいます。 (1) （略） (2) 加盟企業が発行した払込票等の決済 お客さまが加盟企業の発行した払込票・請求書等（以下「払込票等」といいます）についての支払をする際に、自らのスマートフォン上の本アプリのバーコード／QRコード読取機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコード／QRコードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認の上、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した支払手段によって、当該請求金額を簡易に支払うことができるサービスです。当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。 (3) (4) (5) (6) （略）	第2条 サービスの内容 本サービスとは、お客さまのスマートフォン（第4条第1項で定義されます。以下同じ）にダウンロードされた当行所定の PayB アプリケーション（以下「本アプリ」といいます）を通じて、提供される以下のものをいいます。 (1) （略） (2) 加盟企業が発行した払込票等の決済 お客さまが加盟企業の発行した払込票・請求書等（以下「払込票等」といいます）、あるいは、電子メール、ショートメッセージサービス等（以下「メール等」といいます）による請求（以下「メール請求等」といいます）についての支払をする際に、自らのスマートフォン上の本アプリのバーコード／QRコード読取機能を用いて、当該払込票等に印字された請求情報等を記録したバーコード／QRコードを読み取り、またはメール等に記載された URL をタップする方法により、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認の上、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した支払手段によって、当該請求金額を簡易に支払うことができるサービスです。当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。 (3) (4) (5) (6) （略）

改定前	改定後
第10条 本サービス又は本アプリの休止、変更等 1. 当行は、本サービスを良好な状態でご利用いただくため又は機能改善等を行うために当行がシステムの定期保守や緊急の臨時保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当行が判断した場合、お客さまのセキュリティを確保する必要が生じた場合、その他必要があると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置を講じることができるものとします。また、この場合にお客さまに生じた損害について、当行は一切責任を負わないものとします。 2. 当行は、お客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでも本サービス又は本アプリ提供の一時休止又は終了、本サービスの内容変更及び本アプリの改変等を行うことができるものとします。 《新設》	第10条 本サービス又は本アプリの休止、変更等 1. 当行は、本サービスを良好な状態でご利用いただくため又は機能改善等を行うために当行がシステムの定期保守や緊急の臨時保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当行が判断した場合、お客さまのセキュリティを確保する必要が生じた場合、その他必要があると当行が合理的に判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置を講じることができるものとします。また、この場合にお客さまに生じた損害について、当行は一切責任を負わないものとします。 2. 当行は、お客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでも本サービス又は本アプリ提供の一時休止又は本サービスの内容変更及び本アプリの改変等を行うことができるものとします。 3. 当行は、その裁量で、お客さまに対して1ヶ月前に通知し、当行のホームページに公表し、又は本アプリを通じてお客さまのスマートフォンに表示可能な状態とすることにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。
第11条 利用の停止・中止等の措置 1. 当行は、特定のお客さまが次の各号に該当し又は該当するおそれがあると判断した場合には、事前に通知することなく、当該お客さまによるサービスの利用停止、当該お客さまのパスワード等の変更、又は当該お客さまの利用の終了の措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに何らかの損害が生じたとしても、当行は一切責任を負わないものとします。 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (略) 2. 当行は、その裁量で、お客さまに対して1ヶ月前に通知し、当行のホームページに公表し、又は本アプリを通じてお客さまのスマートフォンに表示可能な状態とすることにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。	第11条 利用の停止・中止等の措置 当行は、特定のお客さまが次の各号に該当し又は該当するおそれがあると判断した場合には、事前に通知することなく、当該お客さまによるサービスの利用停止、当該お客さまのパスワード等の変更、又は当該お客さまの利用の終了の措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに何らかの損害が生じたとしても、当行は一切責任を負わないものとします。 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (略) (削除)

改定前	改定後
第 14 条 免責事項 1. 本サービスに関連して発生した、コンピュータシステムや通信回線などの障害による本アプリの動作不良、内容の誤表示、処理不能、システムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセス、コンピュータ・ウィルス等の感染、スマートフォンに与える影響、及びお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被った、直接的又は間接的な損害、損失、費用、負担、その他一切の不利益（逸失利益を含みますが、これに限定されません。以下「損害等」といいます）について、当行は一切その責任を負いません。 2. 3. 4. 5. 6. （略）	第 14 条 免責事項 1. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず本サービスに関連して発生した、コンピュータシステムや通信回線などの障害による本アプリの動作不良、内容の誤表示、処理不能、システムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセス、コンピュータ・ウィルス等の感染、スマートフォンに与える影響、及びお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被った、直接的又は間接的な損害、損失、費用、負担、その他一切の不利益（逸失利益を含みますが、これに限定されません。以下「損害等」といいます）について、当行は一切その責任を負いません。 2. 3. 4. 5. 6. （略）
第 16 条 規約の変更 当行は、本規約の内容を変更する場合があります。この場合、当行は変更日及び変更内容を当行のウェブサイト等へ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の本規約の内容により取扱うものとします。	第 16 条 規約の変更 当行は、本規約の内容を変更する場合があります。この場合、当行は変更日及び変更内容を当行のウェブサイト等へ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の本規約の内容により取扱うものとします。当行は、当行が事前告知期間として合理的と判断する期間、本規約が変更される旨及びその内容を、当行のウェブサイトその他所定の方法で事前告知することがあります。

No. 8 肥後銀行「職場のまどぐち」利用約款

改定前	改定後
第 18 条（サービス種類・内容の改廃および規定の変更） (1) （略） (2) 本規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとします。 (3) 前各項の改廃および変更については、電子メール送信、ウェブサイト掲載、本サービスの画面掲載等により告知します。 (4) 第 1 項または第 2 項に定める改廃、利用停止または変更によって生じた損害について、当行は一	第 18 条（サービス種類・内容の改廃および規定の変更） (1) （略） (2) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (3) 前項による本規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。 (4) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するも

改定前	改定後
切の責任を負いません。	のとします。 (5) 第 1 項または第 2 項に定める改廃、利用停止または変更によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

<投資信託・債券関連>

No. 1-1 投資信託受益権振替決済口座管理規定（投資信託規定集）

改定前	改定後
第 11 条（お客様への連絡事項） 1（略） 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の C R 部に直接ご連絡ください。 3、4（略）	第 11 条（お客様への連絡事項） 1（略） 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。 （原則 3 ヶ月に一度作成し、その翌月中にご通知します。） また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の C R 部に直接ご連絡ください。 3、4（略）
第 17 条（解約等） 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知を行ったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申し出があった場合 ② お客様が手数料を支払わないとき ③ お客様がこの規定に違反したとき ④ 一定期間お客様の口座残高がないとき ⑤ お客様が第 22 条に定めるこの規定の変更に同意しないとき ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき	第 17 条（解約等） 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知を行ったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申し出があった場合 ② お客様が手数料を支払わないとき ③ お客様がこの規定に違反したとき ④ 一定期間お客様の口座残高がないとき （削除） ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

改定前	改定後
第 22 条（この規定の変更） この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。 この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	第 22 条（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 1-2 金銭の振込先指定方式取扱規定（投資信託規定集）

改定前	改定後
第 11 条（この規定の変更） この規定は法令の変更または監督官庁の指示その他その必要が生じた時は改正されることがあります。	第 11 条（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 1-3 投資信託自動けいぞく（累積）投資規定（投資信託規定集）

改定前	改定後
第 10 条（その他） 1、2（略） 3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。 なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、そ	第 10 条（その他） 1、2（略） 3 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 4 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他

改定前	改定後
の変更同意したものとなります。 4 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。 5 この契約について、当行が届出のあった名称、住所にあてて通知又はその他の書類を送付した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	相当の方法で公表することにより、周知します。 5 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。 (削除) 6 この契約について、当行が届出のあった名称、住所にあてて通知又はその他の書類を送付した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

No. 1-4 投資信託定時定額購入契約規定（投資信託規定集）

改定前	改定後
第16条（その他） 1、2（略） 3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとなります。 4 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。 5 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託振替決済口座管理規定」、「金銭の振込先指定方式取扱規定」、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」、「投資信託特定口座規定」等（お客様が、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）他の	第16条（その他） 1、2（略） 3 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 4 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 5 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。 6 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託振替決済口座管理規定」、「金銭の振込先指定方式取扱規定」、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」、「投資信託特定口座規定」等（お客様が、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）他の

改定前	改定後
各規定・約款等にしたがうものとします。なお、お客様が当該約款に基づき、つみたて NISA での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて NISA 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。	各規定・約款等にしたがうものとします。なお、お客様が当該約款に基づき、つみたて NISA での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて NISA 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

No. 1-5 投資信託特定口座規定（投資信託規定集）

改定前	改定後
第 17 条 (特定口座の廃止) この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 (1) (2) (3) (4) (略) (5) この規定の変更にお客様が同意されないとき。	第 17 条 (特定口座の廃止) この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。 (1) (2) (3) (4) (略) (削除)
第 21 条 (規定の変更) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の規定と同内容の特定口座規定が成立するものとします。 2 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによるこの規定の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。 この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。 3 前項の通知は、その改定の内容が軽微である場合は、当行のホームページへの掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告に代えることが出来るものとします。	第 21 条 (規定の変更) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 2 肥銀電子交付サービスご利用規定

改定前	改定後
《新設》	第 12 条 (規定の変更)

改定前	改定後
	(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 3-1 振替決済口座管理規定（公共債振替決済口座管理規定）

改定前	改定後
第 22 条（規定の変更） この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	第 22 条（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 3-2 一般債振替決済口座管理規定（公共債振替決済口座管理規定）

改定前	改定後
第 23 条（この規定の変更） この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するも若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	第 23 条（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月

改定前	改定後
	以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 3-3 特定口座規定（公共債振替決済口座管理規定）

改定前	改定後
第 21 条（規定の変更） この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客様と当行の間には改定後の規定と同内容の特定口座規定が成立するものとします。 2 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによるこの規定の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである場合には、当行はその内容をお客様に通知します。 この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。 3 前項の通知は、その改定の内容が軽微である場合は、当行のホームページへの掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告に代えることが出来るものとします。	第 23 条（規定の変更） この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 4 上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

改定前	改定後
第 15 条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載によって代えることがあります。	第 15 条（約款の変更） この約款の各条項は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

改定前	改定後
	3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 5 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定前	改定後
第 29 条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①②③④⑤ （略） ⑥ お客様がこの規定の変更に同意されないとき 当行の定める日	第 29 条 （本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①②③④⑤ （略） （削除）
第 32 条 （約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更 に同意したものとみなします。 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。 《新設》	第 32 条 （約款の変更） この約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

<カードローン関連>

No. 1 肥後銀行 Back Up カード規定

改定前	改定後
《新設》	17.（規定の変更） (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他

改定前	改定後
	相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 2 肥後銀行ローンカード規定

改定前	改定後
《新設》	1 1. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 3 肥後銀行事業者カードローンカード規定

改定前	改定後
《新設》	1 1. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 4 カードローン通帳取引規定

改定前	改定後
《新設》	1 0. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合

改定前	改定後
	には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

No. 5 肥後銀行ローン契約書規定・肥後銀行教育ローン契約書規定

改定前	改定後
前文《新設》	借主及び連帯保証人は、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意するものとします。
第 1 条（適用範囲） この約定は借主が株式会社肥後銀行（以下「銀行」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとします。 《新設》	第 1 条（適用範囲） 1. この約定は借主が株式会社肥後銀行（以下「銀行」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとします。 2. 本約定に基づく金銭消費貸借契約は、銀行が銀行所定の審査のうえ、借主に対して融資を実行した時点で成立するものとします。
第 6 条（反社会的勢力の排除） 1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 (1) (2) (3) (4) (5)（略） 2. 3.（略） 4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。 5.（略）	第 6 条（反社会的勢力の排除） 1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、 テロリスト（疑いのある場合を含む）等 、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 (1) (2) (3) (4) (5)（略） 2. 3.（略） 4. 前項の規定の適用により、借主 または保証人 に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主 または保証人 がその責任を負います。 5.（略）
第 13 条（届出事項）	第 13 条（届出事項）

改定前	改定後
1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化を生じたときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。 2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。	1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化を生じたときは、借主または保証人は直ちに銀行に書面で届出るものとします。 2. 借主または保証人が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
第 17 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。 2. （略） 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出るものとします。 4. 5. （略）	第 17 条（成年後見人等の届出） 1. 借主または保証人が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。 2. （略） 3. 借主または保証人がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出るものとします。 4. 5. （略）
第 18 条（連帯保証人） 1. 連帯保証人は、この契約により生ずるいっさいの債務につき、借主とともに債務履行の責めを負い、この契約の各条項に従います。 2. （略） 《新設》	第 18 条（連帯保証人） 1. 連帯保証人は、この契約により生ずるいっさいの債務につき、借主の委託を受けて、借主とともに債務履行の責めを負い、この契約の各条項に従います。 2. （略） 3. 銀行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
《新設》	第 19 条（規定の変更） 1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。

改定前	改定後
	2. 銀行は、第1項の変更をするときには、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページの掲示その他の方法により、周知するものとします。

No. 6 肥後銀行教育カードローン契約書（当座貸越契約書）

改定前	改定後
第18条（契約の変更） この契約の内容を変更する場合（ただし、第4条第2項により利率が変更される場合を除く。）、銀行は、変更内容および変更日を銀行本支店の店頭等に掲示するかあるいは借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがい肥後銀行教育カードローン取引を行います。	第18条（契約の変更） 1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この契約を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。 2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。
第22条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）	第22条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）
第23条（連帯保証人） 1. 連帯保証人は、この契約により生ずるいっさいの債務につき、借主とともに債務履行の責めを負い、この契約の各条項に従います。 2. （略） 《新設》	第23条（連帯保証人） 1. 連帯保証人は、この契約により生ずるいっさいの債務につき、借主の委託を受けて、借主とともに債務履行の責めを負い、この契約の各条項に従います。 2. （略） 3. 銀行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

No. 7 肥後銀行カードローン契約書（当座貸越契約書）

改定前	改定後
第17条（契約の変更） この契約の内容を変更する場合（ただし、第4条第	第17条（契約の変更） 1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由に

改定前	改定後
2項により利率が変更される場合を除く。)、銀行は、変更内容および変更日を銀行本支店の店頭等に掲示するかあるいは借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがいこの取引を行います。	より、この契約を変更する必要があるときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。 2. 銀行は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。
第 21 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）	第 21 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）

No. 8 カードローン Back Up（バックアップ）契約規定

改定前	改定後
第 20 条（契約の変更） この契約の内容を変更する場合（ただし、第 4 条第 2 項により利率が変更される場合を除く。）、銀行は、変更内容および変更日を銀行本支店の店頭等に掲示するかあるいは借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容にしたがいこの取引を行います。	第 20 条（契約の変更） 1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この契約を変更する必要があるときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。 2. 銀行は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。
第 22 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）	第 22 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。 2. 3. 4. 5. （略）

改定前	改定後
第 20 条（取引規定の変更） 1. この取引規定は、法律の改廃、法解釈の変遷、社会情勢の変化等により変更することがあります。 2. この取引規定の内容を変更する場合（ただし、第 5 条第 2 項により利率が変更される場合を除く。）、当行は、変更内容および変更日を当行本支店の店頭等に 掲示するかあるいはお客さまに通知するものとします。お客さまは、変更日以降は変更後の契約内容にしたがいこの取引を行います。	第 20 条（取引規定の変更） 1. 当行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この取引規定を変更する必要があるときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。 2. 当行は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。
第 22 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。 2, 3, 4, 5. （略）	第 22 条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出るものとします。 2, 3, 4, 5. （略）

以上